



広報ままだ

令和8年1月号
小山警察署
間々田駅前交番
0285-31-0110
0285-45-0044



明けましておめでとうございます

本年も、地域住民の皆様の安全安心を確保するため
尽力してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

110番通報の適切な利用について

1月10日は110番の日です。「110番」は緊急通報電話で、皆さんからの110番通報はすべて警察本部（通信指令課）につながります。通報を受けると、「事件か、事故か」「場所は」等を確認して、無線等で警察署やパトカー等の警察官に指令し、事件・事故等の早期解決に努めています。

◎ 110番通報のポイント

- 何かありましたか
- 発生時間はいつですか
- 発生場所はどこですか
- 犯人等の特徴は分かりますか
- 状況を教えてください
- あなたの名前は

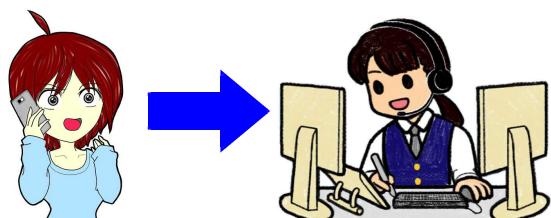


警察官が必要なことを質問いたしますので、落ち着いてお答えください。

◎ 110番通報の注意点

- 現場を離れないでください
- 移動しながら通話しないでください
- 隣県の警察に繋がる場合がありますが、電話を切らないでください
- 通話後も電源を切らないでください

また、緊急を要さない相談、情報提供などは、「#9110」（シャープ9110）のご利用をお願いします。警察本部県民相談室につながり、担当者が対応いたします。



飲酒運転は、重大な交通事故に直結する大変危険な行為です！



呼気中アルコール濃度
0.15mg/l以上
0.25mg/l未満

呼気中アルコール濃度
0.25mg/l以上

アルコールの影響により車両などの正常な運転ができないおそれがある状態

【行政処分】
「免許停止」
基礎点数 13点
(停止期間: 90日)
【罰金】
3年以下の拘禁刑又は
50万円以下の罰金

【行政処分】
「免許取消し」
基礎点数 25点
(欠格期間(※): 2年)
【罰金】
3年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金

年始は飲酒の機会が増えますが、一人一人「飲酒運転を絶対にしない・させない」という強い気持ちを持ち、飲酒運転により悲しむ方のいない社会を作りましょう。

	運転者が酒酔い運転をした場合	運転者が酒気帯び運転をした場合
車両等を提供した人	5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金	3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
酒類を提供した人	3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金	2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金
同乗した人		

(注) 欠格期間: 運転免許の取消処分を受けた者が、運転免許を再度取得することができない期間
(上記の行政処分は、前歴及びその他の累積点数がない場合)

前歴や他に累積点数がある場合は、欠格期間がさらに長くなることがあります。また、呼気中アルコール濃度が0.15mg/l以上0.25mg/l未満の酒気帯び運転でも、免許停止ではなく免許取消しになることがあります。

上記のとおり、車両等や酒類を提供、あるいは運転者が飲酒していることを知りながら車両に同乗した人も、運転免許の有無にかかわらず飲酒運転者と同様に厳しく罰せられ、さらに免許保有者は免許停止または免許取消しになる場合があります。